

[中央公民館展示案内]

1階町民ラウンジで
展示しています。

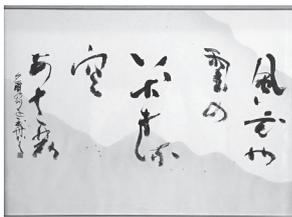
《書道コーナー》

【期間】4月1日から5月31日まで

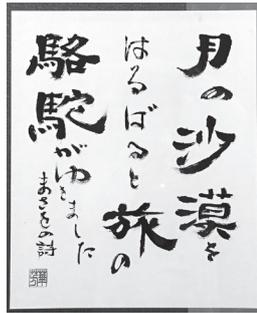
奥山 玉舟 さん (荒砥)

紺野 華穂 さん (萩野)

堀内 華芳 さん (荒砥)



書・奥山 玉舟



書・堀内 華芳

6月

デマンドタクシー
運行・予約受付カレンダー



日	月	火	水	木	金	土
				①	②	3
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	10
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	17
⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	24
㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	

●予約受付日 日曜～金曜日 (丸印の日)

※利用の際は、前日までご予約ください。ただし、当日午後1時以降の便を利用する場合は、当日午前9～11時まで予約すれば利用可能です。

●受付時間 午前9時～午後5時

デマンドタクシー予約センター ☎ 85-0365

4月の「町長交際費」と「町長の主な動静」

問 総務課総務係 ☎85-6120

●町長交際費

支出日	区分	支出額	内 容
4月17日	献酒	3,360円	ヤナ安全・豊漁祈願祭
4月25日	献酒	3,360円	熊野神社交通安全祈願祭

支出日	区分	支出額	内 容
4月28日	香典	5,000円	職員親族弔慰金
	計	11,720円	

●主な動静

月 日	行 事 名
4月1日	白鷹町パークゴルフ協会通常総会
	白鷹町職員辞令交付式
	佐藤貴光消防団長辞令交付
4月1日	地域おこし協力隊委嘱状交付式
	教育委員辞令交付
	白鷹町教職員辞令交付式
4月4日	消防職員辞令交付式
	県庁挨拶廻り
4月6日	児童発達支援センターにこっと竣工式
	ヤナ安全・豊漁祈願祭
4月7日	交通安全祈願祭 (東根支部)
	置賜さくら回廊花咲けイベントオープニングセレモニー
4月8日	荒砥高等学校入学式
4月10日	新入学児童 (園児) の交通事故防止強化旬間立哨活動
4月11日	区長・副区長・町内長会
	林業再生による地域活性化連携協定締結式

月 日	行 事 名
4月12日	鷹山地区拠点施設及び除雪機械格納庫竣工式
	民生委員児童委員協議会総会
4月13日	白鷹・朝日・大江広域観光推進協議会監査
4月14日	白鷹町商工会青年部通常総会
4月16日	第6師団創隊61周年・神町駐屯地創立67周年記念行事
4月20日	白鷹町身体障害者福祉協会総会
4月21日	白鷹町商工会工業部会通常総会
4月22日	フラワー長井線鉄道全線開通100周年記念イベント 丈六地藏尊大祭礼
4月24日	白鷹町議会議員選挙当選証書付与式
4月25日	婚活サポート委員会総会
4月26日	健康づくり推進員協議会総会
4月27日	白鷹町商工会建工部会通常総会
4月28日	山形県町村会総務委員会
4月29日	白鷹町芸術文化協会総会

～地域みんなで高齢者や介護する家族を支え、 高齢者虐待を防ぎましょう～



○こんな悩みや心配はありませんか？

【高齢者のかた】

- ▶身の回りの事がうまくできずに家族に怒られる。
- ▶自分のお金を子どもが勝手に使う。
- ▶身の回りの世話をだれもしてくれない。

【介護をしているかた】

- ▶頑張っているのに、うまくいかなくてイライラする。
- ▶介護のため、自分の時間が持てず、疲れがたまっている。
- ▶病状が悪化し、介護を行うのが難しくなった。

【地域のかた】

- ▶近所から怒鳴り声やうめき声が聞こえる。(急に聞こえなくなった。)
- ▶近所の高齢者や家族(養護者)の様子が最近おかしい。

～「高齢者虐待」の発見の手がかりとなる「虐待の危険サイン」を見逃さないようにしましょう～

○高齢者虐待を防止するために、地域や家庭でちょっと考えてみましょう

高齢者虐待はどここの家庭にも、だれにでも起こりうる身近な問題です。私たち一人ひとりが高齢者虐待に対する認識を深め、普段の生活の中で気がついたことや、できることから行動することで、高齢者虐待の防止につながります。重大な危険が生じていない場合でも、「虐待かもしれない」と思ったら、早めにご相談ください。守秘義務により、相談者や内容が漏れることはありません。

◎日常的な声掛けや見守りを！

高齢者とその家族が孤立しないように、地域であたたく見守り、地域全体で支えましょう。

◎積極的にサービスや制度、相談機関を活用しましょう！

地域包括支援センターでは、認知症の症状がある高齢者の介護、健康面や経済的な問題、その他暮らしに関する心配ごとの相談を行っています。相談の内容に応じて、各介護サービスやその他制度をご案内させていただきます。

【高齢者虐待相談窓口】健康福祉課地域包括支援センター係 ☎ 86-0112

あんぜん×あんしん



5月

「自転車利用者に対する指導啓発強化月間」

※自転車安全運転利用5則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライト点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



▲自転車に関する詳しい内容はコチラから (山形県警 HP)



普通自転車歩道通行可を示す道路標識

●すべての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。

●歩道利用について

- ・普通自転車の歩道通行可の標識がある場合は歩道を通行することができます。
- ・13歳未満と70歳以上の方はすべての歩道を通行することができますので、安全のために歩道を通行しましょう。

●つぎの行為は禁止となっています。

- ・傘差し運転、携帯等を使用しながらの運転はできません。
- ・両耳にヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの運転はできません。

～事故のない安全な自転車利用をお願いいたします。～

まちのおまわりさん を紹介します！

お2人が新たに着任されました。
どうぞよろしくお願いいたします。

白鷹西駐在所
長岡 雄貴 巡查部長



白鷹東駐在所
山上 健斗 巡查長

